

# 押印廃止のお知らせ

2021.1.8 (一財) 岩手県建築住宅センター 確認検査室

2020年12月23日に公布された「押印を求める手続きの見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」(2021年1月1日施行)により、2021年1月1日以降の各種申請書については、押印が廃止されますので、お知らせ致します。

## 建築基準法関連

### ●2021年1月1日施行により改正となる様式

- ・確認申請書
- ・計画変更確認申請書
- ・建築工事届
- ・完了検査申請書
- ・建築計画概要書

→ 第1面上段の条文が変更となります。  
※項目の変更なし

旧様式、押印ありでも、  
当面は受付いたします

### ●押印について

- ①申請書：申請者、設計者、監理者の押印不要
- ②図面：設計者の押印不要  
※既存不適格調書と現況の調査書の、建築主、調査者の押印不要
- ③委任状：委任者の押印は、当事者間で取り決めたもので構いません。(写しの添付も可)
- ④その他：漏水検査報告書、工場調書、危険物調書などの、各行政庁で定めている様式は、現時点で、押印の廃止が決まっていないため、押印が必要です。

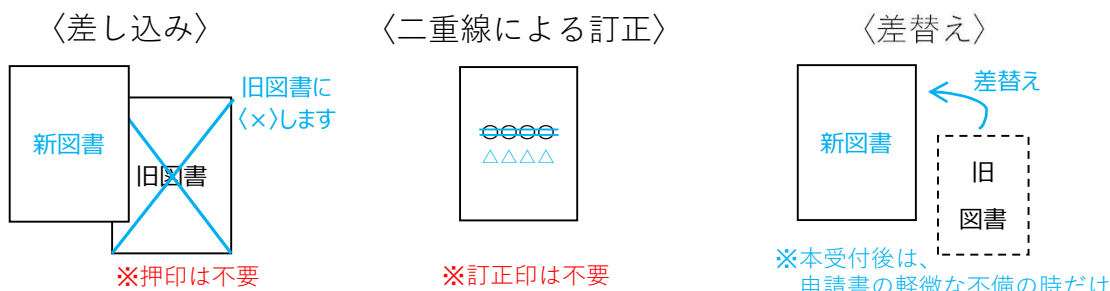
### ●訂正方法

- ①WEB申請の場合：訂正方法に変更なし

★WEB申請ログイン先★

<https://www.nicewebshinsei.net/ikjc/system/>

- ②紙申請の場合：次のいずれか ※審査員の指示によります。



〈留意〉訂正方法は、行政庁の指導により変更となる場合があります。

### ●盛岡市の「他法令等調査票」は、写しの添付も可

## センターで定める様式

「記載事項変更等届」などの様式は、当面、押印が必要です。

※押印廃止が決まり次第、改めてご案内いたします。(知事の様式変更認可手続きが必要なため。)

## フラット35関連

現時点で、押印廃止の改正はありません。

※改定がありましたら、改めてご案内いたします。

★基準改定★ 2021年1月1日設計審査受付分から、金利Bプランが、【断熱等級4以上 かつ一次エネ4以上】に変更となり、申請書2面の様式が変更となります。併せてご確認ください。